



第 5 章

地方分権改革時代の 行財政運営

第 1 節 市民参加の推進

第 2 節 民間活力の活用

第 3 節 行財政運営の効率化

第1節 市民参加の推進

現 状 と 課 題

市民の行政に対するニーズが多種多様を極める現在、これら市民の声を行政に反映させるための広聴活動には、幅広さとスピード感、情報への柔軟な対応が求められます。

これまでは「市政懇談会」や市民アンケート、インターネット意見箱などにより市民からの意見・要望を集約するなど開かれた市政の実現に取り組んできました。また、各種審議会等への市民参加に加え、今まで以上に市民が市政への関心を高め、市民参加につなげていくためにインターネットに代表される新しい広報

広聴媒体を活用したわかりやすい情報提供など広報活動の充実を図る必要があります。

また、行政に対する需要がますます複雑化、多様化する中、これらの社会変化に対応したまちづくりを進めていくためには、今まで以上に、市民の声が反映できる市民参加の条件整備を積極的に進める必要があります。そのためには、市民への適切かつ積極的な情報公開と、行政運営に対する説明責任の徹底が不可欠になります。



■ 情報公開件数の推移

(単位：件)

年 度	13	14	15	16	17	18	19	20	21	計
情報公開	9	8	2	17	25	15	25	33	11	145
個人開示	—	—	—	0	1	1	5	1	4	12

基 本 方 針

行政情報などをより迅速にわかりやすく市民に発信するため、広報紙や市ウェブサイトなどの内容の充実にも努めるとともに、広報媒体の多様化を推進します。

また、市民との対話の場である「市政懇談会」の開催や市民アンケート、インターネット意見箱、パブリックコメント※など広聴活動の充実にも努めます。

新たに発生した行政課題に対応するため、自助・共助・公助のもと市民も行政とともに、行政課題に取り

組むことのできるシステムの構築に努めます。

透明性の高い市民に開かれた市政及び行政への市民参加を推進するため、市民が必要とする情報の積極的な公開・提供や説明責任の徹底に努めます。

※パブリックコメント

行政などが計画の策定や改廃を行うとき、原案を公表し、住民からの意見を求め、その意見を考慮して決定する制度。

成果指標

指標	現状値(H22.4.1)	中間目標値(H27末)	目標値(H32末)
①広報広聴活動の推進の満足度	19.6%	25%	30%
②市ウェブサイトへの年間アクセス数(延べ)	253,870件	270,000件	300,000件
③メール配信サービスへの加入者数(登録アドレス数)	3,662人	4,000人	6,000人
④情報公開の推進の満足度	13.9%	15%	20%
⑤情報公開の年間件数	11件(H21年度)	0件	0件
⑥住民参加システムの形成の満足度	13.1%	18%	23%
⑦市政懇談会の開催数	18回	18回	18回

施策

①広報広聴活動の充実

- 見やすく、わかりやすい広報紙の作成やウェブアクセシビリティ※に配慮した誰でも利用しやすい市ウェブサイトの実現に努めるとともに、広報媒体の多様化を推進します。
- 携帯電話での利用が可能なメール配信サービスの内容の充実を努めます。
- 市民の声を行政に反映するための「市政懇談会」などを開催し、市民との対話のもと市民ニーズの把握、発掘に努めます。
- 広報紙や市ウェブサイトを活用し、市民が行政に関心をもってもらえる情報提供に努めます。

②行政の透明化と積極的な情報公開

- 市政情報を積極的に公開することで、透明性の高い市民に開かれた市政の推進を図るとともに、市民との情報の共有化を図ります。

③行政への市民参加の促進

- 各種審議会・委員会等、まちづくりや政策決定過程等への市民参加を促進し、市民の行政への参加意欲の向上と市民が行政に参加しやすいシステムの構築に取り組みます。

※ウェブアクセシビリティ
障がいや年齢など関係なく、だれもが同じようにインターネット上の情報が利用できること。

第2節 民間活力の活用

現 状 と 課 題

目まぐるしく変わる社会経済状況の中、本市の行財政運営も決してゆとりのあるものではありません。多様化・高度化する市民ニーズにあった行政サービスの質や水準を保つためにも、これまで以上の行財政運営の効率化が求められます。

市民への行政サービスの提供は、これまで行政しか提供できなかった分野においても、近年の構造改革に

より民間企業などでも行政サービスの提供が行えるよう制度が改正されてきました。公共施設の「指定管理者制度」の活用や「民間委託」、「民営化」、また、行政サービスそのものを官と民でどちらが効率的に行うことができるか競い合う「市場化テスト」の導入など、本市においても市民への新しい行政サービスの提供方法を検討します。

基 本 方 針

公共施設の管理をはじめ、すべての事務・事業の見直しを図り、「民でできるものは民へ」の基本姿勢のもと、行政サービスの質の維持、向上、経費節減等を図るた

めに、「指定管理者制度」、「民間委託」、「民営化」、「市場化テスト」など民間活力の積極的な活用に取り組みます。

成 果 指 標

指 標	現状値(H22.4.1)	中間目標値(H27末)	目標値(H32末)
①指定管理者制度による施設運営数	3	3	4
②公共サービスの民営化移行数	1	2	3
③市場化テストの導入数	—	—	1

施 策

①既存取組の拡大

(1)指定管理者制度の推進

- 民間でも運用管理が可能な公共施設での指定管理者制度の活用を推進します。

(2)民間委託の推進

- 民間企業においても実施でき、行政サービスの向上が見込める事務・事業の民間委託を推進します。

(3)民営化の推進

- 民営化による行政サービスの質や効率性の向上の効果を測定しながら、行政部門等の民営化を推進します。

②市場化テストの導入

- 行政に競争原理を導入し、これまでの仕事の進め方や行政サービスの提供方法など、民間にでもできる行政サービスを官と民が競争入札で争う市場化テストの導入に取り組みます。

第3節 行財政運営の効率化

現 状 と 課 題

世界規模での経済不況は、一定の落ち着きを見せていますが、緩やかなデフレ傾向にあります。

景気の低迷の影響は、歳入の根幹となる市税収入の伸び悩みにつながり、自主財源の確保に苦慮している状況にあります。そのため、国・県補助金の確保、交付税措置のある有利な地方債の活用等による、財源の確保に努めています。特に市税徴収の向上対策は喫緊の課題であるとともに、大多数の納期内納税者との公平性を確保するためにも、徹底した法的措置を行う必要があります。

一方、歳出については、多種多様化する市民ニーズにあった質の高い行政サービスの提供に加え、社会保

障制度等による事業費、各特別会計への繰出金、一部事務組合への補助費が増加傾向にあり、今後も厳しい財政運営が見込まれます。

また、「平成の大合併」により全国の市町村数も3,232(平成11年(1999年)3月末)から1,727(平成22年(2010年)3月末)と大幅に減少しました。市町村合併による行政圏の拡大により、これまでの広域行政のあり方も大きく見直されました。

また、経済不況が続く中、一つの市町村では今後ますます対応が難しい、防災、環境、医療、産業、観光など広域的な行政課題への取り組みが求められます。

■ 普通会計決算の状況

(単位：件)

区分 年度	決 算 額(千円)		住民1人当たり 行政経費(円)	経常収支比率※1 (%)	財政力指数※2 3カ年平均
	歳 入	歳 出			
12	14,389,427	13,673,998	282,037	76.0	0.59
13	13,268,402	12,501,271	255,149	79.5	0.59
14	12,876,036	12,179,506	245,436	84.0	0.61
15	13,400,223	12,428,072	247,000	83.8	0.63
16	13,842,122	12,879,141	254,267	80.6	0.65
17	15,831,808	14,918,877	292,344	92.5	0.66
18	13,667,986	13,369,153	260,085	96.2	0.67
19	15,702,415	15,445,582	298,610	97.3	0.67
20	15,771,347	15,460,290	296,874	84.0	0.67

(資料：市町村別決算状況調)

注)住民1人当たり行政経費は、歳出決算額/各年度末住民基本台帳人口で算出。

※1経常収支比率

人件費、扶助費(社会保障に要する費用)、公債費などに税金などの経常的な収入がどれだけ割り当てられているかを示す指標。低いほど財政に弾力性がある。

※2財政力指数

基準財政収入額を基準財政需要額で除した数値。1.0を超えれば地方交付税の不交付団体となる。

基本方針

本市の財政運営の基本となる「健全財政の堅持」を持続するため、各部局の自主性・自立性の確保と職員のコスト意識の向上を図るとともに、行財政改革の着実な実施及び更なる推進により、歳入財源に見合う歳出予算を基本に、「経常経費の削減」と「自主財源の確保」に努めます。

行政改革大綱に基づき、関係部局における連携を強め、事務・事業の進行管理の強化を含む計画的な行財政運営の推進を図るとともに、定期的な事務・事業の見直しを行い、効率的な行財政運営を進めます。

本市の滞納繰越額は、市税全体の調定額の約17.94%(平成20年度(2008年度))を占めており、徴収率が改善されない大きな要因となっています。新規滞納を抑制し、翌年度への繰越(滞納繰越分)を増加

させないためにも、まず現年度課税分の更なる徴収強化を図ります。

また、滞納繰越分については、効率的な催告を行い、徹底した財産調査を行うことにより、滞納者の状況を把握し、事案の早期完結及び滞納額の圧縮を図ります。

一方、広域的な取り組みとしては、国・県・関係市町村と連携し、相互が持続可能な発展ができる体制の強化を図るほか、合理的な一部事務組合の運営など財政面においても紀の川市などと協議を進め、健全な財政運営に努めます。

また、「関西国際空港」の関西における国際ハブ空港の位置づけを確保し、経済・産業活動をより活発化するため、泉南地域や紀北地域の市町と連携し、広域的な発展に取り組みます。

成果指標

指 標	現状値(H22.4.1)	中間目標値(H27末)	目標値(H32末)
①行政改革の推進の満足度	11.7%	25%	33%
②職員数	314人	平成23年度職員定数計画見直し	
③各種研修の受講率	71.5%	80%	85%
④市税の徴収率※	85.6%	94%	95%
⑤経常収支比率	84.0%	84%	84%
⑥広域行政の推進の満足度	11.5%	15%	20%

※平成22年5月末現在

施 策

① 財政健全化の推進

(1)「岩出市第2次行政改革大綱実施計画」の策定

- 新たな自治体経営の仕組みの構築と財政の健全化に向けた取り組みを進めていくために、平成27年度までの新たな計画を策定し、行財政改革に取り組み、市民サービスの向上と行政コストの削減を図ります。

(2) 健全財政の堅持

- 新たに策定する「岩出市第2次行政改革大綱実施計画」に基づき、計画的な財政運営を行うとともに、定期的な事務・事業の見直しなど、健全財政の堅持に努めます。

② 職員管理の適正化

(1) 適正な職員定数の管理

- 効率的な行政運営を図るため、権限移譲の対応など業務量の的確な把握に努めるとともに、民間委託の推進等により適正な定数管理に努めます。

(2) 職員の資質向上

- 職員の資質向上を図るため、職員研修・人事交流等を進め、高度化する行政ニーズに対応します。
- 職員のコンプライアンス※意識のより一層の向上を図るとともに、行政に対する市民の信頼を第一義とした事務・事業を遂行します。

※コンプライアンス
法令順守。

③ 自主財源の確保

- 自主財源の確保に向けて、徴収組織体制の強化、財産調査及び滞納処分の促進、現年課税分の早期着手、徴収強化月間の設定、分納不履行監視、関係機関との連携、広報等による啓発活動を進めます。
- 行政財産の有効活用等、新たな財源確保について調査・研究を進めます。

④ 広域行政の推進

- 地方分権改革の進展に伴う新たな国と地方との関係のもと、国・県・関係市町村とより一層の連携を図るとともに、時代の要請に求められる防災、環境、医療、産業、観光など広域的な行政課題に対応する取り組みを進めます。
- 一部事務組合など合理的かつ効率的な運営を進めるため、紀の川市など関係市町村との協議を進めます。
- 泉南地域や紀北地域の市町と連携し、「関西国際空港」を中心とした広域的な発展に努めます。